

給付金等のお支払いについて

保険金・給付金等をもれなくご請求いただくためにご確認いただきたいことから

安心して、 給付金などをご請求いただくために。

この冊子は、保険金・給付金などのご請求方法やお支払いに関する理解を深めていただくため、**お支払いする場合・できない場合**の具体例を掲載したものです。なお、掲載しているお支払いする場合・できない場合の具体例は、ご契約の保険種類、ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合があります。詳細は約款を必ずご確認ください。

INDEX

給付金等の請求に関する用語集	02	
給付金等請求手続きの流れ		
オンラインでのお手続き (給付金デジタル請求サービス)	03	
書類でのお手続き	05	
給付金等をお支払いする場合・お支払いできない場合		07
事例① 責任開始期前の発病	09	
事例② 責任開始日の前日以前にがんと診断確定された場合	10	
事例③ 1回の入院に対しての支払限度日数	11	
事例④ 複数回にわたる入院の取扱い	12	
事例⑤ お支払いの対象となる手術・ならない手術	14	
事例⑥ お支払いの対象となる入院・ならない入院	15	
事例⑦ 正しくない告知(告知義務違反)による解除	18	
事例⑧ 失効期間中に、お支払い事由が生じた場合	19	
請求手続きに関するQ&A	21	

給付金等の請求に関する用語集



契約日	契約年齢や保険期間などの計算の基準日を契約日といいます。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。
契約応当日	ご契約の保険期間中に迎える、契約日に対応する日のことをいいます。また、契約日の年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」といいます。
責任開始期	当社がご契約上の保障を開始する時期(日)を責任開始期(日)といいます。
解約払戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。解約払戻金が0円のケースもあります。
告知義務	ご契約などに際して、ご契約者と被保険者には、過去の病歴、現在のご健康の状態、ご職業など、当社がおたずねすることがらについて、ありのままを正しく告知いただく義務があります。その義務を告知義務といいます。
告知義務違反	告知内容が事実と相違していた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約または特約を解除することがあります。
保険料積立金	将来の給付金・保険金・年金などをお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。
失効	保険料のお払込の猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
復活	失効した保険契約を元に戻すこと。失効から一定の期間内であれば、告知と延滞保険料などのお払込をおこなって復活できます。ただし、健康状態によっては復活できないことがあります。

給付金等をもれなくご請求いただくために 給付金等請求手続きの流れ



ご請求手続き方法は、「オンラインでのお手続き(給付金デジタル請求サービス)」と「書類でのお手続き」をご用意しております。

※病院発行の「診断書」の提出が必要ないケースなど、給付金デジタル請求サービスの利用には一定の条件があります。

お客様

1

給付金デジタル請求サービス

インターネット上でご請求手続きを
完結できるサービスです。
アフラックホームページからお手続きいただけます。

お手続きのポイント

- 書類の記入・郵送が不要で、お手続きが簡単、便利!
- 24時間いつでもお手続きいただけます!
- 速やかに給付金をお受け取りいただけます!

アフラックホームページへアクセスし、**給付金・保険金を請求する** をクリック

- 裏表紙のURLまたはQRコードからアクセスしてください。
 - 受取人様がお手続きください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

ご請求内容・給付金のお振込み先などの入力

必要書類の画像のアップロード

- 給付金請求に必要な書類(病院の領収書等)をスマートフォンなどで撮影し、その画像をアップロードしていただきます。



インターネット
で送信し、
請求手続きが
完了

アフラック



2

お客様から送信いただいた情報を確認し、
給付金をお支払いいたします。

送信いただいた情報から、ほかにご請求いただける契約がないかを
必ず確認しています。



お支払い

お支払い完了時にお知らせします。
また、お支払い内容の明細をメール等でお送りします。

- ご請求内容により、郵送となる場合がございます。
- お支払い内容とあわせて、次回のお手続き方法もご案内いたします。

3



お支払い内容の詳細はインターネット上で
ご確認ください。

給付金等をもれなくご請求いただくために 給付金等請求手続きの流れ



ご請求手続き方法は、「オンラインでのお手続き(給付金デジタル請求サービス)」と「書類でのお手続き」をご用意しております。

お客様

1

担当アソシエイツもしくは当社(インターネット/専用フリーダイヤル)までご連絡いただきます。

保険金・給付金等のお支払い事由が発生した場合に加え、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合も、お電話でお問い合わせいただけます。

インターネットの場合

アフラックホームページ

パソコン・スマートフォン

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/>

原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	一部の請求書類をダウンロードしていただけます。

お電話の場合

アフラック保険金 フリーダイヤル
0120-555-877 (通話料無料)

<24時間自動音声応答サービス給付金のご請求手続き>
年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>

受付時間
月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

●指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

電話・インターネットで連絡

2

アフラック

ご請求に必要な書類をお客様あてに送付いたします。

- 請求書類は、ご指定いただいた場所に郵送いたします。

お客様からお申し出いただいた証券番号をもとに、ほかにご請求いただける契約がないかを必ず確認しています。

お客様からお申し出のあった契約 お客様へご案内する契約 お客様からお申し出のなかった契約



郵送

3



入院証明書等の請求書類をご用意のうえ、当社までご返送いただきます。

- ご請求の内容により必要書類が異なります。診断書のほか、戸籍謄本、住民票等をご提出いただく場合もあります。

郵送

4



請求書類を確認し、保険金・給付金等をお支払いいたします。

ご提出いただいた入院証明書等の記載内容から、ほかにご請求いただける保険金・給付金等がないかを必ず確認しています。

お支払い

5



お支払い内容の明細「お支払いのご案内」を郵送によりお受け取りいただきます。



給付金等をお支払いする場合・お支払いできない場合

給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の代表例をご説明いたしますので、9ページ以降の具体的な事例とあわせてご覧ください。また、ご契約内容や加入時期によって条件は異なりますので、詳しくは「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

○ お支払い事由に該当しない場合 事例① 事例② 事例③ 事例④ 事例⑤ 事例⑥

給付金等は約款に定めるお支払い事由に該当する場合にお支払いいたします。したがって、お支払い事由に該当しない場合はお支払いできません。

お支払い事由に該当しない代表例

- 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより入院・手術をしたとき
- 治療を目的としない入院をしたとき
- 医学的な観点から入院の必要性が認められないとき
- 病院・診療所以外の施設（老人保健施設など）に入院をしたとき
- 災害入院特約の保険期間の満了した後に、不慮の事故によるケガによって入院したとき
- 約款の別表に定める手術に該当しない手術を受けたとき
- 治療を直接の目的としない手術を受けたとき

○ 免責事由に該当する場合

お支払い事由に該当しても、約款に定める免責事由に該当する場合はお支払いできません。

免責事由に該当する代表例

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 被保険者の薬物依存（疾病入院給付金、手術給付金等）
- 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの（災害入院給付金）
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波



○ 告知義務違反による解除の場合 事例⑦

告知内容が事実と相違していたためご契約が解除された場合はお支払いできない場合があります。また、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

○ ご契約の失効の場合 事例⑧

保険料のお払込がなかったためご契約が効力を失っている間に、給付金のお支払い事由が生じた場合はお支払いできません。

○ 重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由によってご契約や特約が解除された場合はお支払いできません。また、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

重大事由に該当する代表例

- 給付金を詐取する目的または詐取させる目的で事故をおこしたとき
- 給付金の請求に関して詐欺行為があったとき
- 他の保険契約との重複によって、給付金額の合計が著しく過大であって保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- その他上記と同等の事由があったとき

○ 詐欺による取消し、または不法取得目的による無効の場合


詐欺、給付金を不法に取得する目的または不法に取得させる目的でご契約の締結、復活が行われた場合はお支払いできません。

（ご契約を取消し、または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。）

<ご注意ください>事例①～⑧は、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約に関する取扱いについては、約款を必ずご確認ください。なお、当事例に記載した内容以外に認められる事実関係によっても取扱いが異なる場合があります。


事例 1 責任開始期前の発病

※「一生いっしょの医療保険EVER」等の医療保障の場合。



ご契約の**責任開始期以後**に発病した「椎間板ヘルニア」が悪化し、入院された場合。

お支払いする場合



ご契約の**責任開始期前**に発病し、継続的に治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が契約後に悪化し、入院された場合。

お支払いできない場合


ご説明 責任開始期前の発病の取扱いについて

原則として、責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって、**責任開始期前に発病した疾病や、発生した事故を原因とする場合には、給付金等をお支払いできません。**

なお、ご契約内容により、責任開始期から一定期間経過後は、責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故を原因とする場合でも、給付金等をお支払いする場合があります。


事例 2 責任開始日の前日以前にがんと診断確定された場合

※ご契約の保険種類が「がん保険」の場合。(待ち期間が3カ月の場合)



責任開始日以後に診断確定された「胃がん」により入院された場合。

お支払いする場合



ご契約加入の**2カ月後(責任開始日前の待ち期間中)**に診断確定された「胃がん」で入院された場合。

お支払いできない場合

ご説明 責任開始日の前日以前のがんの診断確定

被保険者が、**告知前または告知の時からその被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合**、ご契約者およびすべての被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金等はお支払いできません(ただし、がんを経験された方専用のがん保険や、経験者保険料率に関する特則が付加されている場合については取扱いが異なります)。

事例 ③ 1回の入院に対しての支払限度日数

※「一生いっしょの医療保険EVER」等の医療保障で、1回の入院に対しての入院給付金の支払限度日数が60日の場合。



ご契約の責任開始期以後に受傷した「大腿骨骨折」で、**50日間**入院された場合。

お支払い
する場合

○ 50日間すべてをお支払いします



▲ 責任開始期



ご契約の責任開始期以後に受傷した「大腿骨骨折」で、**90日間**入院された場合。

お支払い
できない場合

○ 60日間分はお支払いします

× 60日を超えた分は
お支払いできません



▲ 責任開始期

ご説明 支払限度日数の取扱いについて

ご契約の内容により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があり、**その日数を超えた入院については、入院給付金をお支払いできません。**

事例 ④-1 複数回にわたる入院の取扱い

※「一生いっしょの医療保険EVER」等、1入院の支払限度日数が**60日**、同一疾病による**180日以内の入院を1入院**とする医療保障の場合。

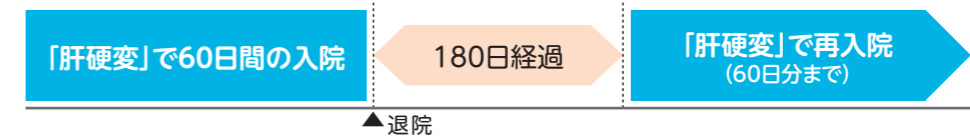


一定期間経過後の再入院

ご契約の責任開始期以後に発病した「肝硬変」で入院、その後退院の翌日から**180日経過した後に「肝硬変」で再入院**された場合。
(180日経過しているため新たな入院とみなします。)

60日分をお支払いします

○ さらに60日分までお支払いします



別の病気での再入院

ご契約の責任開始期以後に発病した「肝硬変」で入院、その後「肺炎」で再入院された場合。

60日分をお支払いします

○ さらに60日分までお支払いします

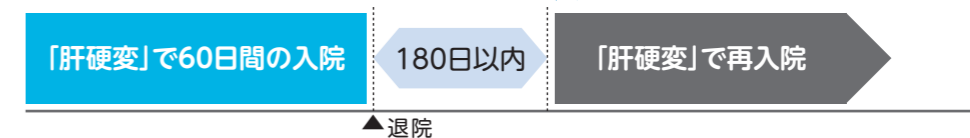


一定期間内の同一疾病での再入院

ご契約の責任開始期以後に発病した「肝硬変」で入院、その後退院の翌日から**180日以内に「肝硬変」で再入院**された場合。
(同じ病気で、退院の翌日から180日以内の再入院は1入院とみなします。)

60日分をお支払いします

× 通算60日を超えた分はお支払いできません



ご説明 複数回にわたる入院の取扱いについて

ご契約の内容により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があり、**その日数を超えた入院については、入院給付金をお支払いできません。**

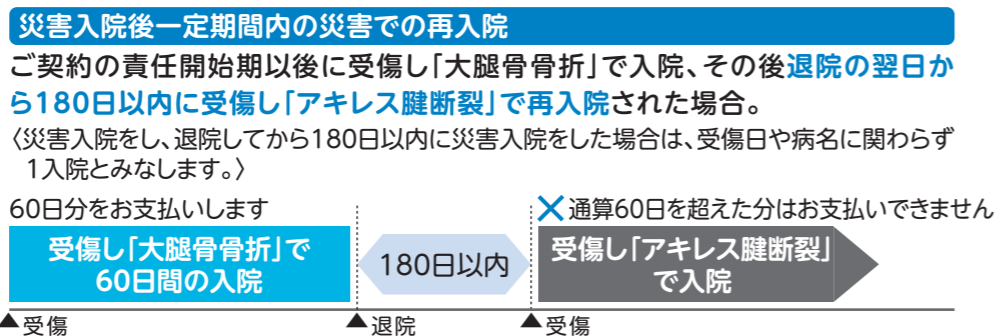
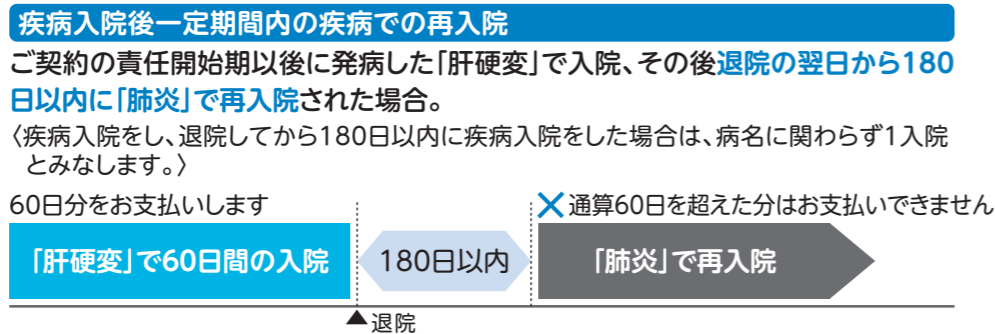
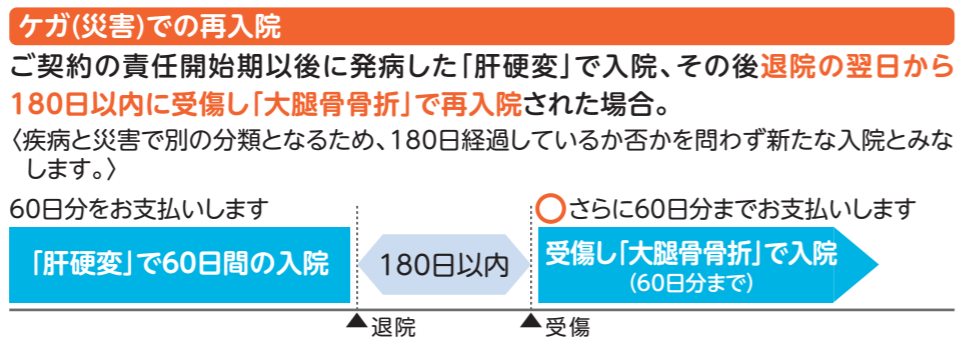
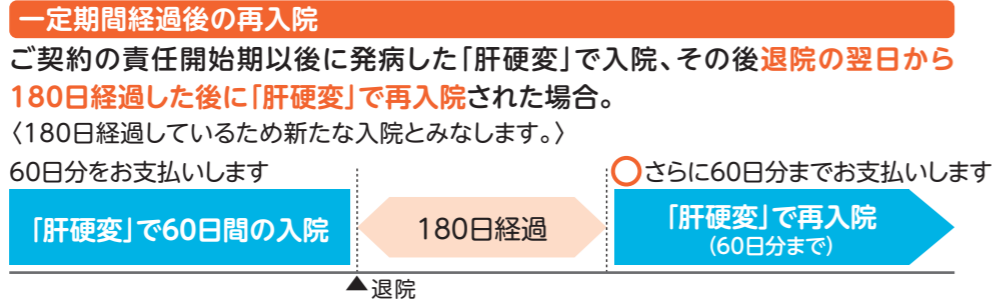
なお、いったん退院された場合でも、**一定期間内に同一または医学上重要な関係が認められる疾病で再入院された場合は、1回の継続した入院とみなして、入院日数を通算します。**

一定期間内に再度入院された場合であっても医学上重要な関係が認められない場合は、それぞれの入院について入院給付金をお支払いいたします。

1回の入院の取扱いや通算支払限度日数は、ご契約の内容によって異なりますので、ご注意ください。

事例 4-2 複数回にわたる入院の取扱い

※「ちゃんと応える医療保険EVER」等、1入院の支払限度日数が60日、退院後180日以内に再入院した場合、その入院の原因が同一であるか否かを問わず「疾病が災害か」のみで判定し、同じ分類であれば1回の入院とみなす医療保障の場合。



ご説明 支払限度日数の取扱いについて

ご契約の内容により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があります。その日数を超えた入院については、入院給付金をお支払いできません。なお、いったん退院された場合でも、一定期間内に再入院した場合、その入院の原因が同一であるか否かを問わず「疾病が災害か」のみで判定し、同じ分類であれば1回の継続した入院とみなして、入院日数を通算します。

1回の入院の取扱いや通算支払限度日数は、ご契約の内容によって異なりますので、ご注意ください。

事例 5 お支払いの対象となる手術・ならない手術

※「一生いっしょの医療保険EVER」等約款の「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術を保障対象とする医療保障の場合。



例 ご契約の責任開始期以後に発病した「急性虫垂炎」の治療を目的とした「虫垂切除術」については、約款に定める別表「対象となる手術および給付倍率表」に該当する手術であるため、手術給付金をお支払いいたします。

「対象となる手術および給付倍率表」に該当する手術の例

- 虫垂炎の手術
 - 白内障・緑内障の手術
 - 胆石の手術
 - 帝王切開
- など



例 ご契約の責任開始期以後に発病した「急性扁桃炎」の治療を目的とした「扁桃切除術」については、約款に定める別表「対象となる手術および給付倍率表」に該当する手術でないため、手術給付金をお支払いできません。

「対象となる手術および給付倍率表」に該当しない手術の例

- × 扁桃腺の手術
 - × 骨折したときに埋め込んだ金具を抜く手術
 - × 皮膚良性腫瘍を摘出する手術
 - × 手指・足指の手術
- など

補足 公的医療保険制度と連動する保険種類に関する補足(例:ちゃんと応える医療保険EVER)

手術保障が公的医療保険制度と連動する保険種類は、上記取扱いと異なり、公的医療保険制度が適用される手術について手術給付金をお支払いいたします。

例えば、扁桃腺の手術は、公的医療保険制度が適用される手術(※)のため、手術給付金をお支払いいたします。

(※)2023年9月現在(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

事例 6-1 お支払いの対象となる入院・ならない入院

※ご契約の保険種類が「がん保険」の場合。



例 医師に「胃がん」と診断確定され、その治療のために入院した場合。



例 「大腸ポリープ」のため入院し、検査の結果が良性であった場合。

ご説明 がん保険の入院給付金の取扱いについて

がん保険の入院給付金は、<がん>の治療を目的として入院した場合にお支払いいたします。なお、**良性**の「大腸ポリープ」は<がん>ではないため、入院給付金はお支払いできません。また、病名が「**上皮内新生物**」の場合は、保障対象とならないがん保険があります。上皮内新生物特約、特約MAX、手術特約等をご契約いただいている場合は、「上皮内新生物」は特約の保障対象となる場合があります。

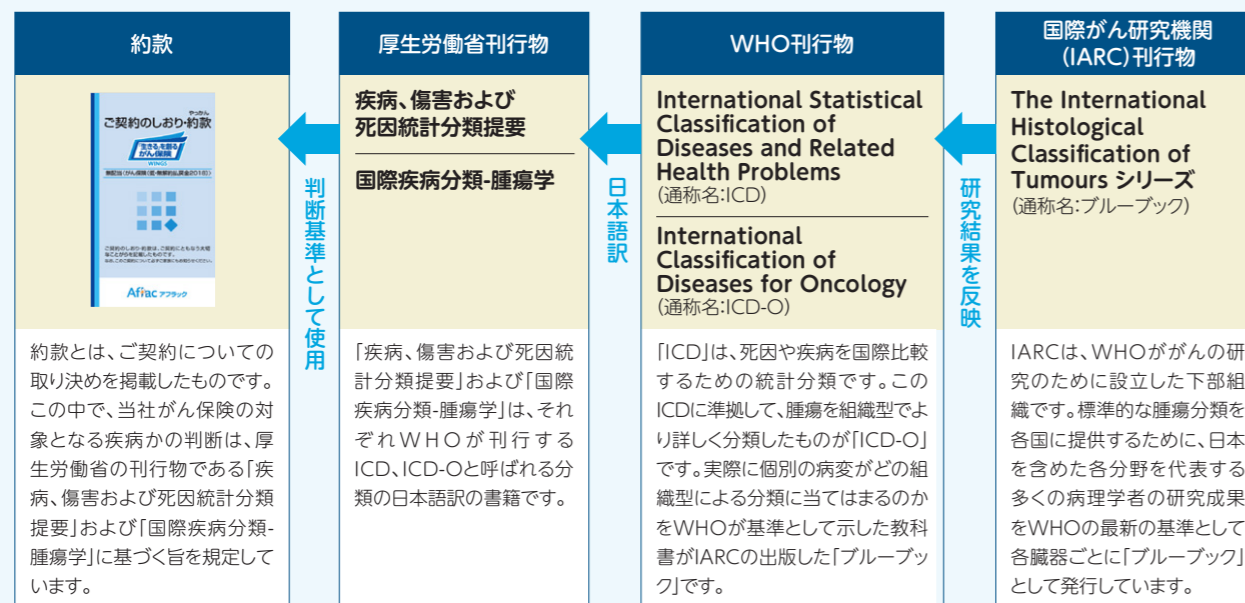
当社のがん保険の対象疾病に関する判断基準となる資料について

当社がん保険の対象となる疾病かの判断は、約款上に記載した以下の資料に基づき判断しています。*

- ・厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」
- ・厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類-腫瘍学」

※約款によって資料名は異なります。なお、約款上の上記資料における分類に該当するか否かの判断においては、WHO(世界保健機関)の下部組織である国際がん研究機関(IARC)が出版する「The International Histological Classification of Tumours」シリーズ(通称ブルーブック 以下ブルーブックと記載します。)を参考にしています。

参考:ブルーブックと約款上に記載した資料との関係性について



事例 6-2 お支払いの対象となる入院・ならない入院

※ご契約の保険種類が「がん保険」の場合。



例 「前立腺がん」と「糖尿病」を患っている方が「前立腺がん」の全摘出術を目的として入院された場合。

※前立腺がんは、ご契約の責任開始日以後に診断確定されたものとします。

○がん保険の入院給付金をお支払いします

「前立腺がん」の全摘出術を目的とした入院



例 「前立腺がん」と「糖尿病」を患っている方が「糖尿病」のインシュリン注射を目的として入院された場合。

×がん保険の入院給付金はお支払いできません

「糖尿病」のインシュリン注射を目的とした入院

ご説明 がん保険の入院給付金の取扱いについて

がん保険の入院給付金は、「がん」の治療を直接の目的とした入院をお支払いの対象とする旨を約款に定めています。したがって、**がん以外の疾病・ケガ等の治療を直接の目的とした入院をされた場合には、がん保険の入院給付金はお支払いできません。**

保険約款に定める「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。保険約款に定める「入院」に該当するかどうかは、具体的な症状、検査結果および治療内容などを確認し、入院当時の医学的水準に照らして客観的に判断します。

事例 6-3 お支払いの対象となる入院・ならない入院

※「一生いっしょの医療保険EVER」等の医療保障の場合。



例 ご契約の責任開始期以後に交通事故に遭い、救急車で病院に搬送。「大腿骨骨折」と診断され、緊急手術し、20日間入院された場合。

○「入院給付金」をお支払いします

「大腿骨骨折」で
医師の判断による入院



例 ご契約の責任開始期以後に自宅で転倒し、自力歩行で病院に向かい、診察を受けた。診察の結果、「足首の捻挫」と診断された。レントゲン検査で異常がなく症状は軽度であり、自宅等での治療が困難な状態ではなかった（通院による治療が可能であった）が、患者が入院を希望し、40日間入院された場合。

×「入院給付金」はお支払いできません

「足首の捻挫」で患者希望による入院

ご説明 医療保険の入院給付金の取扱いについて

保険約款に定める「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。保険約款に定める「入院」に該当するかどうかは、具体的な症状、検査結果および治療内容などを確認し、入院当時の医学的水準に照らして客観的に判断します。

事例 7 正しくない告知（告知義務違反）による解除

※「一生いっしょの医療保険EVER」等の医療保障の場合。



お申込より前の「肝硬変」の通院について、告知書に記入漏れして契約後、「脳梗塞」で入院された場合。

お支払い
する場合

告知漏れ

「肝硬変」
で通院

お申込(告知)

責任開始期

○契約は解除されますが「肝硬変」と「脳梗塞」は医学的な因果関係がないため「入院給付金」はお支払いします

「脳梗塞」で入院



お申込より前の「肝硬変」の通院について、告知書に記入漏れして契約後、「肝硬変」を原因として発症した「肝臓がん」で入院された場合。

お支払い
できない場合

告知漏れ

「肝硬変」
で通院

お申込(告知)

責任開始期

×契約は解除され、「入院給付金」はお支払いできません

「肝臓がん」で入院

ご説明 告知義務違反の取扱いについて


ご契約いただく際は、そのときの被保険者の健康状態について正しく告知いただく必要があります。故意または重大な過失により事実を告知されない場合や、事実と異なる内容を告知された場合は、契約は解除となり給付金等はお支払いできません。

ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求の原因となった傷病の間に医学上全く因果関係が認められない場合は、契約は解除となりますが給付金等はお支払いいたします。

なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

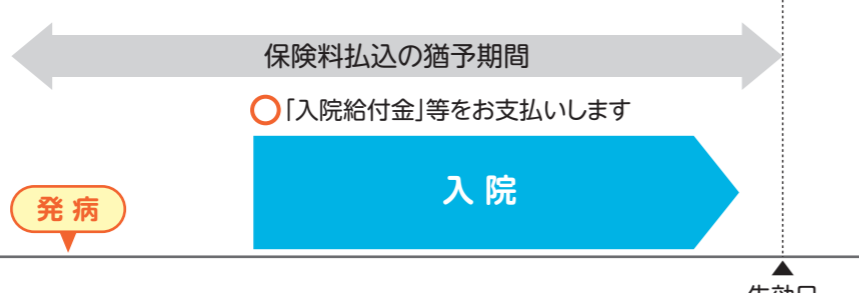
事例 8 失効期間中に、お支払い事由が生じた場合

※「一生いっしょの医療保険EVER」等の医療保障の場合。




ご契約の責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」で、
保険料払込の猶予期間内に入院を開始した場合。

**お支払い
する場合**

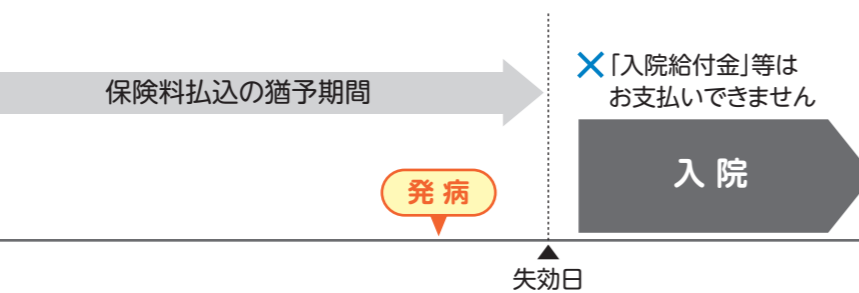


※保険料払込の猶予期間における、ご入金いただいていない保険料については、
お支払いする給付金等から差し引きます。



ご契約の責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」で、
保険料払込の猶予期間を過ぎてから入院を開始した場合。

**お支払い
できない場合**



ご説明 失効期間中の取扱いについて

失効後にお支払い事由が生じた場合は、給付金等をお支払いできません。

なお、保険料払込の猶予期間内にお支払い事由が生じた場合は、お支払いいたします。

保険料払込の猶予期間の一例

月払契約の場合	払込期月の翌月初日から末日まで
半年払契約または年払契約の場合	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



請求手続きに関する Q & A

Q 受取人からの請求手続きができない場合は、
どうすればよいのですか？

A お客様の状況にあわせて、ご用意いただく書類や手続き方法を詳しくご説明させていただきます。
裏表紙に記載されているお問い合わせ先までご相談ください。

Q 入院が長くなりそうですが、退院後にまとめて
請求した方がよいのでしょうか？

A お客様のご都合のよいご請求方法をお選びください。
ご入院から退院までの期間に複数回に分けてご請求することもできますが、ご請求の都度、証明書等をご提出いただく必要があります。

Q 診断書を取得する予定ですが、
代金は負担してもらえますか？

A 診断書等の取得に係る諸経費はお客様のご負担となります。診断書が不要な場合や、他社の診断書をご利用いただけるケースもございます。詳細は、アフラックのホームページをご確認ください。



Q インターネット上で請求手続きを
完結できる方法がありますか？

A スマートフォン等を使って、インターネット上で請求手続きを完結できる給付金デジタル請求サービスをご用意しております。お手続きの流れは、3・4ページをご参照ください。

※ご利用には所定の条件がございます。
詳細はアフラックのホームページをご確認ください。



Q 通院を予定しています。
通院給付金の請求はどうすればよいのですか？

A まずは入院給付金をご請求ください。通院保障がある場合、入院給付金のお支払い時に、通院給付金のご請求についてご案内いたします。所定の条件を満たす場合は、給付金デジタル請求サービスをご利用いただけます。

Q 手術を予定しています。
給付金の保障の対象となるか確認することはできますか？

A アフラックのホームページにある「ダックの手術検索ツール」で、保障の対象となる手術と給付金額をお調べいただけます。

ご請求の手続き、ならびにご不明な点は以下にお問い合わせください。

給付手続きに関する専用ダイヤル(アフラック)

 **0120-555-877**

オペレーターによる受付

受付時間 / 月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

※休日の翌営業日はお電話が混み合うことがあります。

24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き

年中無休(24時間受付)

詳しくは下記アフラックホームページをご覧ください。



アフラック ホームページ

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/>

引受保険会社

Aflac

アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>